

デイサービスふくろう運営規定

株式会社 ふくろうケアサポート

デイサービスふくろう

(事業の目的)

第1条 株式会社ふくろうケアサポートが開設するデイサービスふくろう（以下「事業所」という）

が行う指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）

は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な指定地域密着型通所介護、指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスふくろう

(2) 所在地 千葉県旭市琴田 2823 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上（常勤 専任）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所の内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関と連携し必要な調整を行う。

(3) 介護職員 3名以上（常勤） 2名以上（非常勤）

デイサービスふくろう

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者的心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 6名以上（非常勤）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練等を行う。

(5) 看護職員 0名（常勤） 5名以上（非常勤）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 8：00から17：00までとする。

(3) サービス提供時間 8：30から16：30まで

(4) その他の休日 土曜日・日曜日・12月30日から1月3日まで

(サービスの利用定員)

第6条 サービスの利用定員は、15名とする。（介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員を含む）
(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎 (2) 健康チェック (3) 食事サービス (4) 入浴サービス
(5) 生活指導 (6) 日常動作訓練 (7) レクリエーション(機能訓練型外出行事を含む)

(利用料その他の費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

また、法定代理受領サービスの場合は、各利用者負担割合証に応じた額とする。

1 食 費 1日あたり700円

2 おむつ代 実 費

3 第9条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。

デイサービスふくろう

自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程 1 キロメートル当たり 20 円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。
(通常の事業の実施地域)

第 9 条 指定地域密着型通所介護の通常の実施地域は旭市とする。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域は旭市とする。
(衛生管理等)

第 10 条 利用者の使用する施設、食器そのたの設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、辞意業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。利用者は、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導に従うように留意すること。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 従業者は、サービス提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

デイサービスふくろう

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする

(運営推進会議)

第14条 事業所は提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれた安心・安全な施設運営と、サービスの質の向上を図ることを目的として、運営推進会議を設置するものとする。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所が所在する生活圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとし、おおむね6カ月に1回以上開催するものとする。

3 運営推進会議において、事業所における活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

4 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

(苦情処理)

第15条 サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供したサービスに関し、市町村が行う文書等そのたの提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、サービスの提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康法権団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

デイサービスふくろう

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 5 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

デイサービスふくろう
(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ふくろうケアサポートとデイサービスふくろう、及び事業所の管理者との協議において定めるものとする。

デイサービスふくろう

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。

この規定は令和元年10月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。